

エジプト・アラブ共和国

2022年7月7日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
 同 [小坂光矢](#)
 同 [殿井健幸](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年6月3日
法律事務所	Marghany Advocates (https://www.marghany.com/)
担当弁護士	Merna Ossama- Associate Hend El Hakim- Senior Associate
連絡先	hend.elhakim@marghany.com , merna.osama@marghany.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年サイバー犯罪法175号 (the Cybercrime Law no 175 of 2018) <ul style="list-style-type: none"> - URL: https://www.cc.gov.eg/legislation_single?id=386006 - 施行状況: 2018年8月15日施行 - 対象機関: 公的部門及び民間部門 - 対象情報: 他の情報と直接的または間接的に結びつけて判断される、または判断されうる個人に関連するあらゆる情報 <p>※2020年データ保護法151号 (the Data Protection Law no.151 of year 2020) が制定されているが、未施行である。</p>				
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定: なし</p> <p>APECのCBPRシステム: なし</p>				
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。				
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。				

者等の義務 又は本人の 権利	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。
	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
その他本人 の権利利益 に重大な影 響を及ぼす 可能性のあ る制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの サイバー犯罪法により、データ収集者および／または処理者は、公的機関および国家安全保障当局（大統領府、国防省、内務省、総合情報局、行政管理局）から、あらゆるデータの開示および／または技術支援を要求されることがあります。 	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/